

蓮田市第 8 次行政改革大綱

2023(令和 5)年度～2027(令和 9)年度



2023(令和 5)年 3 月

蓮 田 市

目次

1	行政改革の必要性	1 ページ
2	第5次総合振興計画と第8次行政改革大綱の関係	2 ページ
3	これまでの取組	3 ページ
4	市の現状と課題	5 ページ
	（1）社会環境	
	（2）財政状況	
5	行政改革の基本的な考え方	8 ページ
	（1）目標	
	（2）基本方針	
	（3）計画期間	
6	行政改革の推進項目	9 ページ
	基本方針1 効果的な行政運営	
	（1）業務委託等の活用	
	（2）デジタル化の推進	
	（3）事務事業の見直しによる効率化	
	基本方針2 健全な財政運営	
	（1）自主財源の確保	
	（2）経費の縮減	
	（3）基金と市債の適正管理	
	基本方針3 多様な行政需要に対する対応力の向上	
	（1）行政組織等の見直しと行政サービスの取捨選択	
	（2）組織力の向上	
	資料	11 ページ

1 行政改革の必要性

現代の地方公共団体は、人口減少や高齢化の進行を背景として、行政の効率化が求められています。蓮田市では、昭和60年11月に第一次の行政改革大綱を策定して以降、第七次行政改革に至るまで、定員適正化の推進や指定管理者制度の導入等の様々な改革を進めてきました。

一方、近年の気候変動による大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響を受け、社会情勢はこれまでにない大きな転換期を迎えている中、臨時的な行政需要も増加しています。厳しい財政状況下で、効率的な行政サービスを提供していくためには、ICTの活用や民間委託・指定管理者制度等の導入など、さらなる行政改革の推進が必要です。

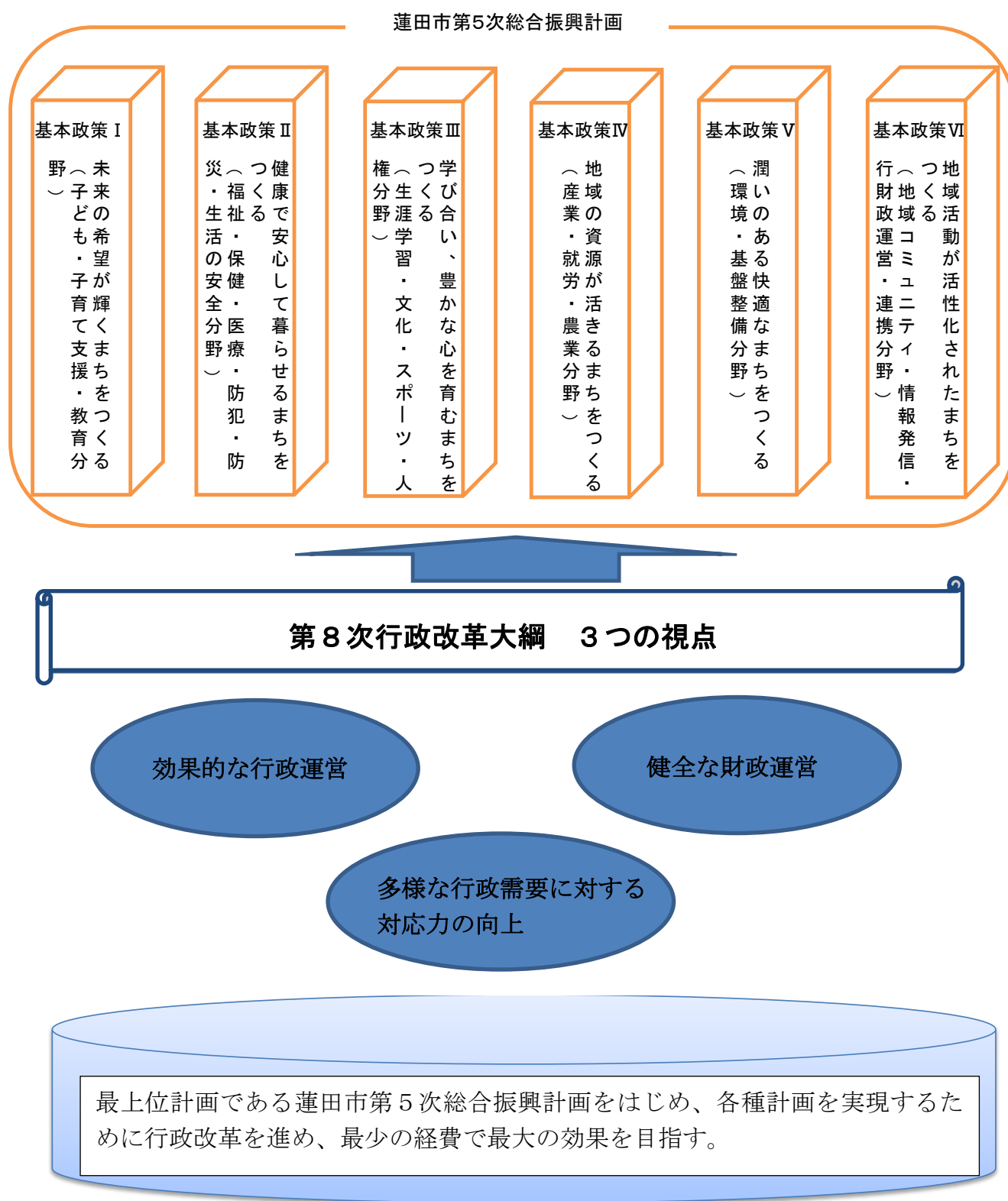
本市では、平成30年度から開始した第5次総合振興計画を着実に推進することで、将来に向けて持続可能なまちづくりを進めています。計画を実現し、市民生活をより豊かにしていくためには、行政改革の中で経費を縮減し、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、効果的な行政運営を行っていくことが大変重要です。

あらゆる行政課題に対して、全庁的に効果的な行財政運営を図ることを目的として、市の行政改革を進める上での基本的な方針である第8次行政改革大綱を策定します。

また、この大綱に基づき、行政改革の具体的な実施項目を定める「行政改革実施計画」を策定し、実施状況の進行管理を行います。

今後も行政改革実施計画の進行管理に関する定期的な情報発信を行い、改革を推進します。

2 第5次総合振興計画と第8次行政改革大綱の関係



3 これまでの取組

開始年度	経緯	主な取組内容
昭和60年度	・「蓮田市行政改革推進本部」、「蓮田市行政改革懇談会」の設置 ・「蓮田市行政改革大綱」の策定（昭和60年11月）	・各種団体補助の見直し（5%削減） ・市内出張旅費の廃止 ・オンラインシステムの導入（税務・財務会計・住民記録・国民年金） ・予算システムの電算化 ・審議会委員の定数を削減（24機関55人） ・審議会等を廃止（4機関40人） ・押印の見直し
平成9年度	・「蓮田市第二次行政改革大綱」の策定（平成8年10月） ・「蓮田市第二次行政改革実施要領」の策定 ※平成7年9月「蓮田市行政改革推進委員会」の設置	【実施期間：平成9年度～平成12年度】 ・学校庁務手業務の委託 ・学童保育所職員の非常勤職員への切り替え・旅費の見直し（近隣市町への出張に対する日当の廃止、宿泊を伴わない出張に対する日当の廃止） ・市長・助役・収入役・教育長の期末手当の10%減額 ・納税組合事務費補助金等の廃止 ・市議会議員の期末手当の10%減額 ・職員駐車場の有料化 ・市民が主役の市役所運動の実施 ・定員適正化計画の策定（平成13年度～平成17年度） ・ホームページの開設（平成13年3月）
平成13年度	・「蓮田市第三次行政改革大綱」の策定（平成13年2月） ・「蓮田市第三次行政改革実施計画」の策定（平成13年2月）	【実施期間：平成13年度～平成17年度】 ・リサイクル利用、一括購入等による消耗品の削減 ・保育料の見直し（平成13年度） ・市長交際費、公務スケジュールの公表（平成13年5月） ・ISO14001による管理（平成14年3月認証取得） ・郵便局窓口での市税等の取り扱いの開始（平成14年度） ・印鑑証明書等の交付手数料の見直し（平成15年4月） ・補助金の見直しの実施（平成17年度当初予算に反映） ・公共施設の使用料等の見直し（平成17年4月施行） ・第1次定員適正化計画の策定（平成18年2月策定）
平成18年度	・「蓮田市第四次行政改革大綱」構造改革プロジェクト2006の策定（平成18年2月） ・「蓮田市第四次行政改革実施計画」構造改革戦略実施計画の策定（平成18年2月）	【実施期間：平成18年度～平成22年度】 ※実施計画は平成20年2月改定 ・定員適正化計画に沿った職員数の削減（62人削減） ・公共施設予約・案内システムの導入（平成19年度導入） ・指定管理者制度の導入（平成21年度） ・事業別予算編成システムの導入（平成21年度） ・都市計画税の導入（平成22年度） ・総合行政システムのノンカスタマイズ運用による経費節減（平成22年度） ・第2次定員適正化計画の策定（平成22年7月策定）

平成 23 年度	・「蓮田市第五次行政改革大綱」の策定(平成23年2月) ・「蓮田市第五次行政改革実施計画」の策定(平成23年2月)	【実施期間：平成23年度～平成24年度】 ※次期計画で、第4次総合振興計画改定版(後期計画)に合わせるため計画期間を調整。 ・市税等のコンビニエンスストア収納の開始(平成23年度) ・組織改正により高齢者支援部門、子育て支援部門、生涯学習部門を一元化(平成23年度) ・特別会計事業の早期推進による経費節減(平成24年1月馬込下蓮田土地区画整理事業の完了) ・ゼロ予算事業の取組(広告付き番号案内表機、雑誌スポンサーを平成24年度導入) ・定員適正化計画に基づき職員数の削減(10人削減) ・第2次定員適正化計画の改定(平成24年9月策定) ・プロジェクト制の活用により市制施行40周年記念事業を展開(平成24年度)
平成 25 年度	・「蓮田市第六次行政改革大綱」の策定(平成25年8月) ・「蓮田市第六次行政改革実施計画」の策定(平成25年8月)	【実施期間：平成25年度～平成29年度】 ・街路灯のLED化の推進(モデル地区にて平成25年度より実施) ・業務継続計画の策定(平成27年3月) ・市税等のペイジー口座振替を開始(平成27年度) ・学校給食調理業務の委託化が完了(平成27年度) ・新たな収入確保策の推進(ふるさと納税記念品贈呈事業を平成27年7月より開始) ・第3次定員適正化計画の改定(平成27年7月策定) ・パスポート発給事務の実施(平成27年10月1日より申請受付開始) ・特別会計事業の早期推進(平成29年1月黒浜土地区画整理事業の完了)
平成 30 年度	・「蓮田市第七次行政改革大綱」の策定(平成30年3月) ・「蓮田市第七次行政改革実施計画」の策定(平成30年3月)	【実施期間：平成30年度～令和4年度】 ・プロジェクト制の活用(プレミアム付商品券事業：平成31年4月、特別定額給付金：令和2年5月、市制施行50周年記念事業：令和3年12月、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金：令和4年1月) ・地方税共通納税システム(市県民税の特別徴収と法人市民税の電子納税)の運用開始(令和元年10月) ・会計年度任用職員制度の運用開始(令和2年4月) ・第4次定員適正化計画を策定(令和3年2月) ・蓮田都市計画事業蓮田駅西口第一種市街地再開発事業の完了(令和3年3月) ・蓮田駅西口行政センターの開設(令和3年4月) ・行政手続きにおける押印の見直し(令和4年1月) ・地域再生計画認定により企業版ふるさと納税の受付開始(令和4年3月) ・蓮田市複写実費徴収規則を改定し、カラー複写料金を設定(令和4年4月) ・蓮田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定(令和4年3月)

4 市の現状と課題

本市は、近隣市と比較しても高齢化の進行が早い状況にあります。今後、さらにこの状態が進行していくと、福祉、教育、労働、社会保障など社会生活のあらゆる面での影響が懸念されます。また、市の財政基盤を支える税収の維持が課題となります。

(1) 社会環境

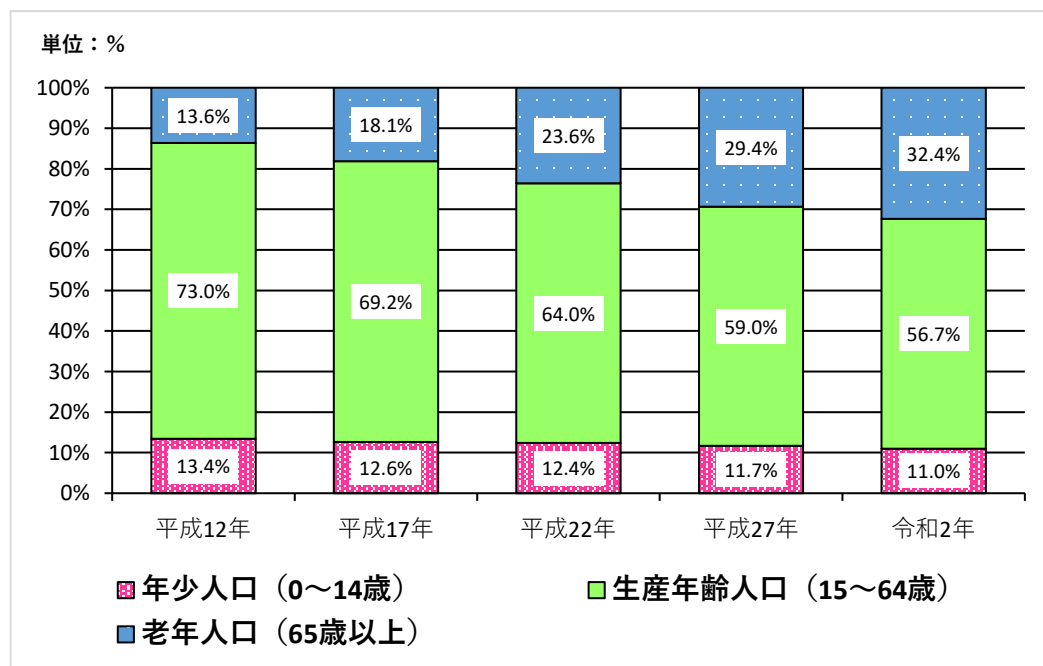
本市の総人口に対する65歳以上の老年人口の割合は、令和2年国勢調査によると、32.4%となっています。これは、国の28.7%、埼玉県の27.1%を大きく上回り、全国的にも超高齢社会*となっています。また、本市における、15歳から64歳までの生産年齢人口及び、0歳から14歳までの年少人口は年々減少している状況です。

・年齢階級別人口割合の国・埼玉県・近隣市の状況

	国	埼玉県	蓮田市	白岡市	久喜市	さいたま市
年少人口割合	12.1%	12.0%	11.0%	12.5%	11.1%	13.0%
生産年齢人口割合	59.2%	60.8%	56.7%	59.3%	57.9%	63.4%
老年人口割合	28.7%	27.1%	32.4%	28.2%	31.0%	23.6%

(令和2年国勢調査)

・蓮田市の年齢階級別人口割合の推移(国勢調査)

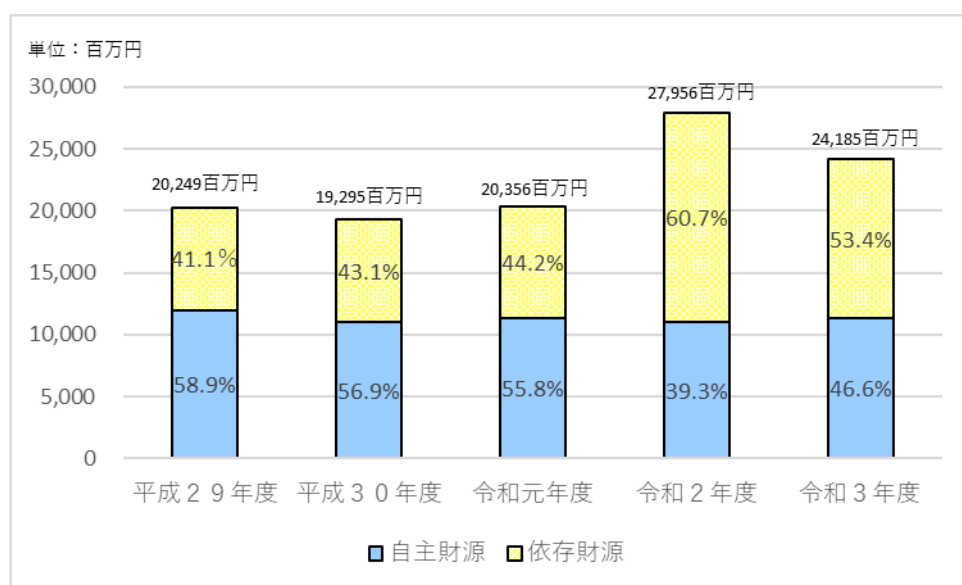


※超高齢社会…人口に対して65歳以上の老年人口が占める割合を高齢化率といい、世界保健機構(WHO)や国連の定義によると、高齢化率が7.0%を超えた社会を「高齢化社会」、14.0%を超えた社会を「高齢社会」、21.0%を超えた社会を「超高齢社会」という。

(2) 財政状況

令和2年度は特別定額給付金（全国民に1人あたり10万円の給付金）の支給、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種事業や子育て世帯への臨時特別給付金事業などがあったため、歳入の依存財源の割合が大きくなっています。それ以外の年の歳入の状況では、自主財源と依存財源の構成比や自主財源に占める市税の割合は、近年大きな変化は見られません。しかし、歳出の状況では、義務的経費に占める扶助費の割合が年々大きくなっており、今後も増加が見込まれています。

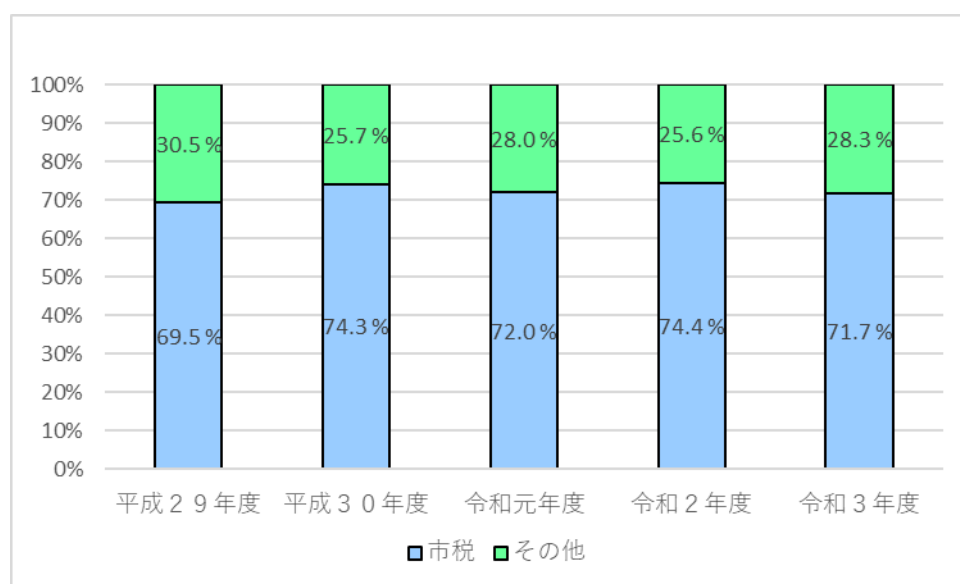
・歳入の状況



※自主財源……市税、使用料及び手数料、繰入金等を指します。 （一般会計の決算）

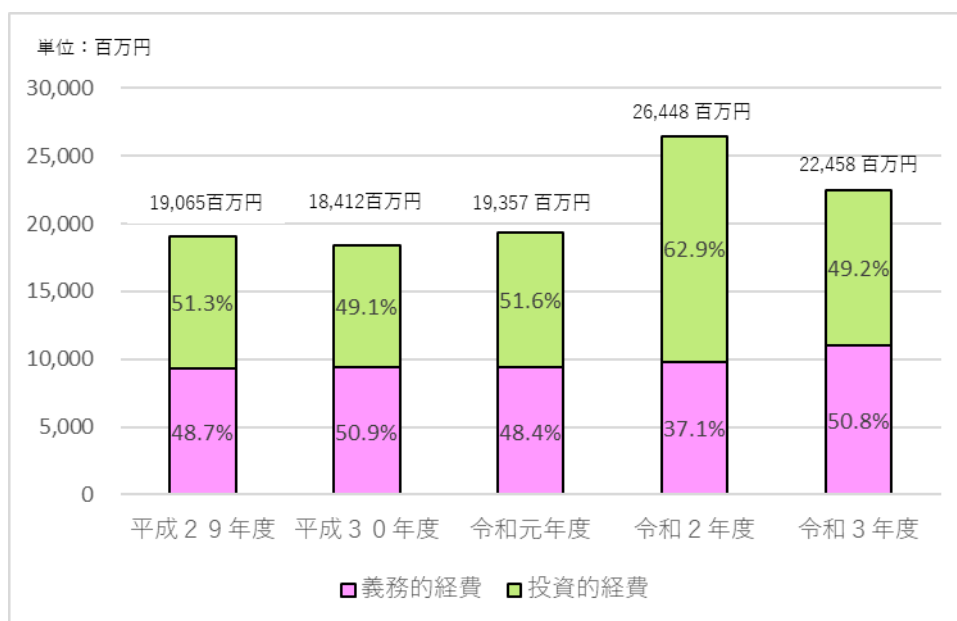
※依存財源……国庫支出金、地方交付税、市債等を指します。

・自主財源の内訳



（一般会計の決算）

・歳出の状況

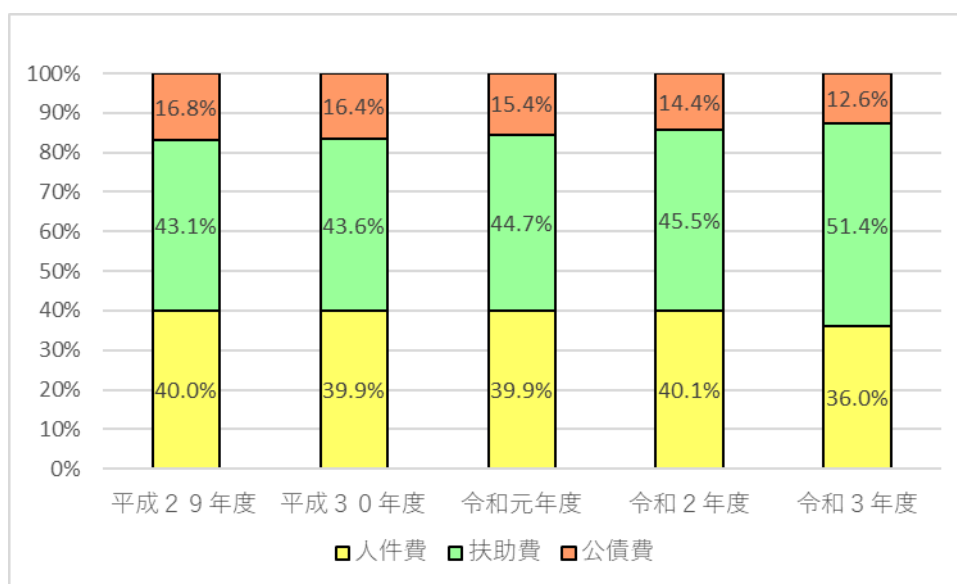


※義務的経費……人件費、扶助費、公債費を指します。

(一般会計の決算)

※投資的経費……物件費、補助費、普通建設事業費等を指します。

・義務的経費の内訳



(一般会計の決算)

5 行政改革の基本的な考え方

(1) 目標 『持続可能な自主自立した基礎的自治体』

人口減少と高齢化が進むことで予想される様々な社会環境の変化、行政需要の多様化などにより、基礎的自治体を維持するための経費は常に増加傾向にあります。

このため、限りある行政資源の中で各種計画を実現していくには、これまで以上に業務の効率化と健全な財政運営を行い、多様化する行政需要に対応していかなければなりません。そのため、第8次行政改革大綱は、第七次と同様に、3つの基本方針のもと様々な取組を推進します。

(2) 基本方針

1 効果的な行政運営

積極的に民間活力を活用し、民間企業等のノウハウにより行政サービスの効率化と低コスト化を図ります。

また、非効率な事務処理を見直しするなかで、デジタル技術を活用して、既存業務のさらなる効率化を進め、セキュリティの向上と情報管理の徹底により、業務のペーパーレス化を推進します。

さらに、事務事業の見直しにより人的負担の軽減と時間外勤務の抑制を図ります。

2 健全な財政運営

人口減少と高齢化に対応できる基礎的自治体として安定した財政基盤を維持できるように、公共施設の更新時には必要性や更新費用の削減を検討し、実施します。

また、収入増加策としてふるさと納税や広告収入の拡充など、あらゆる歳入項目に対する収入増加策を検討し、実施します。

さらに基金の積立や取崩し、新規借入の管理、業務委託の推進などにより、経費の縮減と後年度負担の軽減を図り、最少の経費で最大の効果が出せるよう創意工夫した取組を実施します。

3 多様な行政需要に対する対応力の向上

多様化する地域課題や市民ニーズに対して柔軟かつ的確に適応していくために、目的を達成した行政サービスや行政組織等の見直し、適正な職員採用と人材育成を行い、常に新たな行政需要に対する対応力の向上を図ります。

(3) 計画期間

本大綱は、2023年（令和5年度）から2027年（令和9年度）までの5年間の計画期間とします。

6 行政改革の推進項目

基本方針 1 効果的な行政運営

(1) 業務委託等の活用

民間企業等の優れた知識やノウハウを有効・有益に活用し、民間委託・指定管理者制度等の推進により、効果的な行政サービスの提供に努めます。

(2) デジタル化の推進

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政システムのクラウド化や標準化を推進し、ICTを活用した電子自治体の実現とペーパーレス化に向けた取組を推進します。

(3) 事務事業の見直しによる効率化

市民サービスの向上を図るため、窓口業務の簡略化、迅速化など、行政サービス提供手法等の検討を進め、事業の効果が高められるように、必要な見直しを図ります。

さらに、庁内の照会・回答業務など、行政サービスに直接影響しない業務の見直しや削減を進め、人的負担の軽減と時間外勤務の抑制を図ります。

基本方針 2 健全な財政運営

(1) 自主財源の確保

基礎的自治体として安定した財政基盤を維持していくために、収入増加策として補助制度の積極的な活用、使用料や手数料の見直しなど、あらゆる歳入項目に対する収入増加策を検討し、実施します。

(2) 経費の縮減

業務委託や職員の自助努力の推進などの創意工夫により、行政サービスの質を低下させることなくコストの縮減を図るための取組を推進します。また、公共施設更新時の必要性と更新費用削減など、経費の縮減について検討し、実施します。

(3) 基金と市債の適正管理

基金と市債の管理を適正に行うことにより、後年度負担の軽減を図り、安定した財政運営を行います。

基本方針 3 多様な行政需要に対する対応力の向上

(1) 行政組織等の見直しと行政サービスの取捨選択

多様化する行政需要に的確に対応するため、組織の見直しを図るとともに、目的を達成した行政サービスの見直しを実施します。

(2) 組織力の向上

新たな行政需要に対する対応力の向上を図るため、適正な職員採用と人材育成、再任用や会計年度任用職員など多様な雇用形態の活用を実施します。

資 料

1 蓮田市第8次行政改革大綱について（諮問）

政 調 第 1 5 0 号
令 和 4 年 7 月 2 1 日

蓮田市行政改革推進委員会
委員長 中 野 君 男 様

蓮田市長 山 口 京 子

蓮田市第8次行政改革大綱について（諮問）

このことについて、蓮田市行政改革推進委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 蓮田市第8次行政改革大綱について（答申）

令和5年2月24日

蓮田市長 山 口 京 子 様

蓮田市行政改革推進委員会

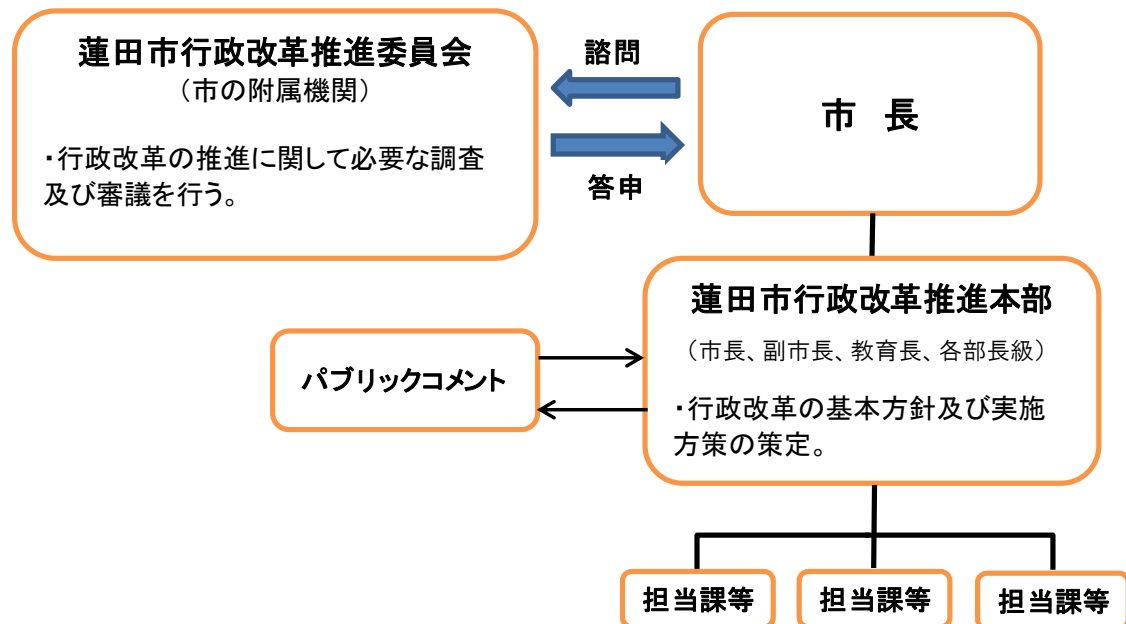
委員長

中野君男

蓮田市第8次行政改革大綱について（答申）

令和4年7月21日付け、政調第150号で諮問のあった蓮田市第8次行政改革大綱については、原案の通り異議ありません。

3 行政改革大綱の策定体制



4 蓮田市行政改革推進委員名簿

(敬称略 順不同)

役職名	氏 名	備 考
委員長	中 野 君 男	
副委員長	川 島 晋	
委員	伊 藤 純	令和4年9月1日から
委員	汐 沢 武 志	令和4年8月31日まで
委員	秦 邦 雄	
委員	増 永 美 代 子	
委員	本 橋 幸 夫	
委員	十 川 久 子	
委員	中 田 薫	
委員	山 口 陽 子	

5 蓮田市行政改革推進委員会 開催状況

	開催日	議題
第1回	令和4年4月21日	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 蓮田市第七次行政改革の概要について (3) 蓮田市第8次行政改革大綱の策定について
第2回	令和4年7月21日	(1) 蓮田市第七次行政改革実施計画の進行管理について (2) 蓮田市第8次行政改革大綱について（諮問）
第3回	令和4年11月9日	(1) 蓮田市第8次行政改革大綱及び実施計画（素案）について
第4回	令和5年2月24日	(1) パブリックコメント等の結果について (2) 蓮田市第8次行政改革大綱について（答申） (3) 蓮田市第8次行政改革実施計画進行管理について

6 蓮田市第8次行政改革大綱（案）に対する意見募集

第8次行政改革大綱に市民の意見を反映するため、蓮田市第8次行政改革大綱（案）に対する意見（パブリックコメント）を次のとおり求めました。

1. 募集期間	令和4年11月28日（月）～令和4年12月27日（火） 郵送の場合、必着
2. 対象者	・ 蓮田市に住所を有するかた ・ 蓮田市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・ 蓮田市内の事務所または事業所に勤務するかた ・ 蓮田市内の学校に在学するかた ・ 本案件に利害関係を有するかた
3. 提出方法	持参、郵送、ファックス・電子メール
4. 提出状況	1名

蓮田市第 8 次行政改革大綱

2023(令和 5)年 3 月

発行 蓮田市
埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
電話 048 - 768 - 3111 (代表)
URL <https://www.city.hasuda.saitama.jp/>
編集 蓮田市総合政策部 政策調整課